

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月九日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一 三）の一部を次のように改正する。

別表第一神山町の町長部局の項中「総務課課長補佐」を「総務危機管理課長補佐」に改め、同表海陽町の保育所の項を削り、同町の幼稚園の項を次のように改める。

認定こども園	園長 主幹教諭
--------	---------

別表第一松茂町の教育委員会事務局の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同町の環境センターの項中「所長 主幹」を「所長」に改め、同表東みよし町の保育所の項を次のように改める。

認定こども園	園長
--------	----

別表第一東みよし町の幼稚園の項を削る。

別表第二海部郡衛生処理事務組合の項中「課長」を「次長 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。